

○ 国勢調査施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○ 国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）抄

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（調査関係書類） 第二条 令第六条第四項の総務省令で定める調査関係書類は、次の各号に掲げる書類とする。 一 調査世帯一覧（市町村長が、令第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区（以下この条において「調査区」という。）ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯（自衛隊の営舎内及び矯正施設（令第二条第一項第五号に掲げる刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院をいう。次号において同じ。）内の世帯を除く。）の情報を記載した書類をいう。） 二 調査単位一覧（調査区ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯（自衛隊の営舎内又は矯正施設内の世帯に限る。）の情報を記載した書類をいう。） 三 調査区要図（調査区ごとに、当該調査区の区域内に住居を有する世帯の所在地を記載した図面をいう。） 2 前項各号に掲げる調査関係書類の様式は、総務大臣が定める。</p>	<p>（新設）</p>

(国勢調査指導員証及び国勢調査員証並びに委託管理団体証の様式)

第三条 令第七条第三項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、それぞれ別記様式第一号又は別記様式第二号とする。

2 令第十二条の三第四項の規定により読み替えて適用される令第七条第三項の総務省令で定める委託管理団体証の様式は、別記様式第三号とする。

(削る)

(調査票の様式)
第四条 令第九条第三項の総務省令で定める調査票の様式は、別記様式第四号とする。

(未調査等の場合の届出の期限)
第五条 令第十一条第一項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十一日とする。

(未調査の場合の調査を行う期限)
第六条 令第十一条第二項の総務省令で定める期限は、調査年の十月二十二日とする。

(国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式)

第三条 令第七条第三項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、それぞれ別記様式第二号又は別記様式第三号とする。

(新設)

(調査を行う期間)

第四条 令第九条第一項の総務省令で定める期間は、国勢調査を実施する年(以下「実施年」という。)の九月二十三日から翌月二十四日までとする。

(調査票の様式)
第二条 令第五条第二項の総務省令で定める調査票の様式は、別記様式第一号とする。

(未調査等の場合の届出の期限)
第五条 令第十一条第一項の総務省令で定める期限は、実施年の十月二十五日とする。

(未調査の場合の調査を行う期限)
第六条 令第十一条第二項の総務省令で定める期限は、実施年の十月二十六日とする。

(調査事項情報の審査等のための措置)

第七条 令第十一条の三第一項の総務省令で定める措置は、調査情報ネットワークシステムへの情報の記録とする。

第八条 令第十一条の三第二項の規定による審査は、調査事項情報を紙面又は市町村長の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

2 令第十一条の三第二項の規定による審査が終了した旨の通知は、調査情報ネットワークシステムに前項の規定による審査の結果を、市町村長の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

第九条 令第十一条の三第三項の規定による二次的な審査は、調査事項情報を紙面又は都道府県知事の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行

(期間等の変更)

第七条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第四条の期間又は前二条の期限(以下「期間等」という。)により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、期間等を別に定め、又は延長することができ。

4 総務大臣は、前項の規定により期間等を別に定め、又は延長したときは、その旨を告示するものとする。

(新設)

(新設)

うものとする。

2 令第十一条の三第三項の規定による審査が終了した旨の通知は、調査情報ネットワークシステムに前項の規定による審査の結果を、都道府県知事の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

(先行集計事項情報の審査、集計等のための措置)

第十条 令第十二条の二第一項第二号の規定による審査は、先行集計事項情報を紙面又は市町村長の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

2 令第十二条の二第一項第二号の規定による集計は、市町村長の使用に係る電子計算機を用いて行うものとする。

3 令第十二条の二第一項第二号の規定による先行集計事項情報を閲覧することができる状態に置く措置は、調査情報ネットワークシステムへの情報の記録とする。

第十一条 令第十二条の二第二項第二号の規定による審査は、先行集計事項情報を紙面又は都道府県知事の使用に係る電子計算機の入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

2 令第十二条の二第二項第二号の規定による集計は、都道府県知事の使用に係る電子計算機を用いて行うものとする。

3 令第十二条の二第二項第二号の規定による先行集計

(新設)

(新設)

事項情報を閲覧することができるとなる状態に置く措置は、調査情報ネットワークシステムへの情報の記録とする。

(先行集計事項情報)

第十二条 令第十二条の二第一項第二号の総務省令で定める事項に係る情報は、令第五条第二号イに掲げる事項に係る情報及び調査票の枚数に係る情報とする。

(調査事務を委託できる施設)

第十三条 令第十二条の三第一項第三号の総務省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームとする。

(調査票等の保存)

第十四条 総務省統計局長は、令第十四条第一項の規定により総務大臣が審査した調査事項情報及び調査票を三年間、当該調査事項情報及び当該調査票のうち令第五条第一号イに掲げる事項に係る部分を除く事項が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

第十五条 (調査方法についての基礎調査)
(略)

(新設)

(新設)

(調査票等の保存)

第八条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容（令第五条第一項第一号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

第九条 (調査方法についての基礎調査)
(略)

別記様式第1号 (第2条関係)

国勢調査指導員 国勢調査指導員 国勢調査指導員
 平成 年 月 日
 総務省統計局
 1284567890

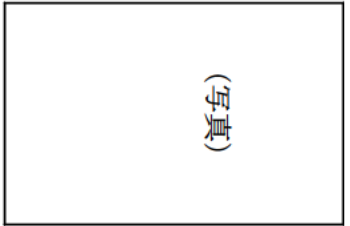
別記様式第1号 (第3条第1項関係)

表 面

第 号

国勢調査指導員証

政府統計



(写真)

氏 名

この者は、
 国勢調査指導員であることを証明する。

年国勢調査の

任命期間

年 月 日から
 年 月 日まで

年 月 日

総務省統計局長 印

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とする。

国勢調査指導員証の裏面には、世帯員の名簿と住所のリストが記載されています。

1. 世帯員の名簿 (世帯員の名簿)

氏名	性別	年齢	出生年月日	出生地	婚姻状況	職業	備考
氏名	男	10	1990年10月	日本	未婚	学生	
氏名	女	20	1970年10月	日本	既婚	主婦	
氏名	男	30	1960年10月	日本	既婚	会社員	
氏名	女	40	1950年10月	日本	既婚	会社員	

2. 住所のリスト (住所のリスト)

住所	世帯員	備考
住所	氏名	備考
住所	氏名	備考
住所	氏名	備考

3. 世帯員の名簿 (世帯員の名簿)

世帯員の名簿は、世帯員の名簿と住所のリストを照合して作成されます。

4. 住所のリスト (住所のリスト)

住所のリストは、住所のリストと世帯員の名簿を照合して作成されます。

5. 備考 (備考)

備考欄には、世帯員の名簿と住所のリストに記載されていない事項を記載してください。

裏 面

- 注意事項
- この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
 - この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
 - この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

統計法(抄)

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

第41条 (前略)業務に関し知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)

二 第41条の規定に違反して、その業務に関し知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)

＜国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。＞

照会・連絡先

氏名	性別	年齢	職業	世帯の代表者	世帯の住所	世帯の電話番号	世帯の郵便番号	世帯の世帯主	世帯の世帯主の電話番号	世帯の世帯主のメールアドレス	世帯の世帯主の携帯電話番号	世帯の世帯主のメールアドレス	世帯の世帯主の携帯電話番号	世帯の世帯主のメールアドレス	世帯の世帯主の携帯電話番号
○ 世帯主又は世帯主候補者															
○ 世帯員															
○ 世帯員															
○ 世帯員															
○ 世帯員															

※世帯とは、同居の家族その他の関係者を含むものである。同居とは、1年以上継続して共同生活を送っていることである。

※世帯主とは、世帯の代表者であり、世帯の事務を掌理する者である。世帯主候補者は、世帯主として認められていない世帯員である。

※世帯員とは、世帯に共同生活を送っている者である。

○ 世帯主又は世帯主候補者
○ 世帯員
○ 世帯員
○ 世帯員
○ 世帯員

世帯の世帯主の電話番号(住宅用)

世帯の世帯主のメールアドレス

世帯の世帯主の携帯電話番号

世帯の世帯主のメールアドレス

世帯の世帯主の携帯電話番号

世帯の世帯主のメールアドレス

世帯の世帯主の携帯電話番号

世帯の世帯主のメールアドレス

世帯の世帯主の携帯電話番号


世帯の世帯主のメールアドレス

世帯の世帯主の携帯電話番号

ご記入ありがとうございました

別記様式第2号 (第3条第1項関係)

表 面

第 号	
 国勢調査員証	
(写真)	氏 名
この者は、 国勢調査員であることを証明する。	
任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	年 月 日
総務省統計局長印	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とする。

別記様式第2号 (第3条関係)

表 面

第 号	
国勢調査指導員証	
(写真)	氏 名
この者は、 国勢調査指導員であることを証明する。	
任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	年 月 日
総務省統計局長印	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とする。

裏 面


<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。4 この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。 <p>統 計 法 (抄)</p> <p>第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。</p> <p>第41条 (前略)業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)</p> <p>二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)</p> <p><国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。></p> <p>照会・連絡先</p>
--

裏 面

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。4 この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査指導員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。 <p>統 計 法 (抄)</p> <p>第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。</p> <p>第41条 (前略)業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)</p> <p>二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)</p> <p><国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。></p> <p>照会・連絡先</p>
--

別記様式第3号 (第3条第2項関係)

表 面

第 号
年 国 勢 調 査 証 委 託 管 理 団 体 証
以下の団体は、 年国勢調査に関する 業務の委託管理団体であることを証明する。
委託管理団体名： 調査従事者氏名： 有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで
 総務省統計局長印
政府統計

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とする。

別記様式第3号 (第3条関係)

表 面

第 号
国 勢 調 査 員 証
(写真)
氏 名
この者は、 年国勢調査の 国勢調査員であることを証明する。
任命期間 年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日
総務省統計局長印

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とする。

裏 面

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。2 この証明書は、他者に貸与し又は譲渡してはならない。3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。4 この証明書は、契約の解除により業務の委託機関でなくなったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。 <p>統 計 法 (抄)</p> <p>第 41 条 (前略)業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしなければならない。</p> <p>第 57 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。(中略)</p> <ol style="list-style-type: none">一 第 41 条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略) <p>照会・連絡先</p> <p>〔この調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。〕</p>

裏 面

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。4 この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。 <p>統 計 法 (抄)</p> <p>第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。第41条 (前略)業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。(中略)</p> <ol style="list-style-type: none">二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略) <p>＜国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。＞</p> <p>照会・連絡先</p>
--

※申し込みは、必ず親でください

9月24日(日)～30日

10 申し込みの期
 ●保護者は、保護責任者(父、母、生計を共にする者、未成年の子どもが同居する者)として、1人1名まで申し込みが可能です。
 ●申し込みは、子どもが通学する学年の学年末(9月30日)までに完了してください。
 ●申し込みは、保護責任者本人が、保護責任者として申し込みをお願いします。
 ●申し込みは、保護責任者本人が、保護責任者として申し込みをお願いします。

1	2	3	4
<p>保護責任者 の氏名</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>メールアドレス</p>	<p>保護責任者 の氏名</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>メールアドレス</p>	<p>保護責任者 の氏名</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>メールアドレス</p>	<p>保護責任者 の氏名</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>メールアドレス</p>

就業先・通学者について
 ・仕事をされている場所又は通学している学校の場所について記入してください(記入しない場合は、11～14欄にそのほかの場所について記入してください)
 ・住所を指定している場所について記入してください
 ・同じ市内の場合、他の区・市町村に記入してください
 ・他の区・市町村の場合は、郡名・市名・区名・町名・丁目名を記入してください(例:豊田県豊田郡豊田町大字豊田1-1-1)

就業先・通学者について (10欄で通学に記入した人は12～14欄には記入の必要はありません)

11 就業先・通学者について	12 勤め先・就業先	13 勤め先・就業先	14 本人の住居
<p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>メールアドレス</p>	<p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>メールアドレス</p>	<p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>メールアドレス</p>	<p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>メールアドレス</p>

第2面 **ご記入ありがとうございました**

○国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和五十九年総理府令第二十四号）抄

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調査区の修正の事由）</p> <p>第三条 令第八条第二項の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定都市の区の区域の変更 二 調査区内の世帯数の著しい増加又は減少 三 災害の発生、都市計画事業の施行等による調査区内の土地の区画形質の著しい変更 四 第一条第三項第二号から第四号までに掲げる施設、令第十二条の三第一項各号に掲げる施設等の設置、除却又は用途の変更 五 第一条第四項第一号及び第二号に掲げる港湾区域又は同項第二号に掲げる漁港の水域の変更 	<p>（調査区の修正の事由）</p> <p>第三条 令第八条第二項の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定都市の区の区域の変更 二 調査区内の世帯数の著しい増加又は減少 三 災害の発生、都市計画事業の施行等による調査区内の土地の区画形質の著しい変更 四 第一条第三項第二号から第四号までに掲げる施設等の設置、除却又は用途の変更 五 第一条第四項第一号及び第二号に掲げる港湾区域又は同項第二号に掲げる漁港の水域の変更

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
別表（第三条関係）				別表（第三条関係）			
法令名	条項	法令名	条項				
(略)	(略)	(略)	(略)				
(削る)	(削る)	国勢調査令 （昭和五十五年政令第九十八号）	第十条第三項及び第十二条				
(略)	(略)	(略)	(略)				